

平成 20 年 1 月 11 日
健康福祉事業本部
福祉部介護保険課

税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置の継続について

1 現行の取り扱いと問題点

平成 17 年の税制改正により高齢者非課税限度額が廃止され、収入が変わらないにもかかわらず保険料が上昇するケースが生じた。この税制改正の影響を受けた方に対し、平成 18 年度から 20 年度にかけて保険料が急激に上昇することのないよう、18 年度と 19 年度の保険料額を引き下げる激変緩和措置が講じられた。

しかし、19 年度まで激変緩和措置が講じられているとはいえ、保険料の上昇額が大きく、20 年度において激変緩和措置を終了させると、さらにその額は上昇することになる。

2 激変緩和措置の概要

保険料段階	税制改正がないと想定した場合の保険料段階	18 年度 保険料額	19 年度 保険料額	20 年度 保険料額
第 4 段階 (47,400 円) 本人が特別区民税非課税で、世帯に課税者がいる方	第 1 段階(23,700 円)	31,290 円	39,350 円	47,400 円
	第 2 段階(29,630 円)	35,550 円	41,240 円	47,400 円
	第 3 段階(35,550 円)	39,350 円	43,140 円	47,400 円
第 5 段階 (59,250 円) 本人が特別区民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円未満の方	第 1 段階(23,700 円)	35,550 円	47,400 円	59,250 円
	第 2 段階(29,630 円)	39,350 円	49,300 円	59,250 円
	第 3 段階(35,550 円)	43,140 円	51,200 円	59,250 円
	第 4 段階(47,400 円)	51,200 円	54,990 円	59,250 円

3 激変緩和措置の継続（案）

対象者の保険料額を、平成 20 年度も 19 年度の保険料額と同額に引き下げる。

4 激変緩和措置の継続による影響

約 6,300 万円の保険料収入の減額が見込まれるが、介護保険給付準備基金を取り崩すことにより対応する。